

★重要★ 1/15まで申請期限を延長しました！

千葉市中小企業者事業継続給付金のご案内

～ 国の持続化給付金等の対象外となる事業者の皆様へ ～

国が実施する持続化給付金等の対象外となる中小企業者に対し、今後の事業継続等を支援するための給付金を給付する市独自の取り組みです。

1事業者につき
20万円給付

給付対象者 次の全てに該当する事業者の方が対象です。

- ☑ 令和2年3月までに創業し、千葉市内に「本店」又は「主たる事業所」を有する中小企業者等。
- ☑ 国の持続化給付金及び千葉県中小企業再建支援金（事業収入減少率が50%以上の場合）の給付を受けていない事業者（申請を含む）。
- ☑ 令和2年1月から申請月の前月までの間で、任意の一月の事業収入が、対前年同月比20%以上50%未満減少している事業者（同期間中、事業収入が前年同月比50%以上減少した月がある者を除く）。
- ☑ 引き続き千葉市内で事業継続の意思がある事業者。

給付金額 1事業者あたり一律20万円（指定口座へお振り込みします）

申請受付期間 令和2年9月14日（月）～令和3年1月15日（金）※延長しました！

*この期間に申請されないと要件を満たしていても給付金を受けることができませんので、ご注意ください。

申請方法 オンライン申請 又は 郵送申請 にて受付します。（オンライン申請のほうが早く審査されます。）

*新型コロナウイルス感染防止の観点から、対面窓口の設置はありません。

オンライン申請窓口（URL）

法人の方はこちら



<https://amarys-jtb.jp/chiba5/>

個人事業主の方はこちら



<https://amarys-jtb.jp/chiba6/>

郵送申請窓口（郵送先）



〒260-0015

千葉市中央区富士見2-15-11 IMI千葉富士見ビル4F

千葉市中小企業者事業継続給付金事務局 宛て

申請書類

- ・市役所本庁舎（2F産業支援課）、区役所に配架しております。
- ・以下の市ホームページからもダウンロードが可能です。

URL : <https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/sangyo/2020kyufu.html>



お問い合わせ先

千葉市中小企業者事業継続給付金事務局

☎ 043-202-1821

受付時間 8:30～17:30（土・日・祝日、及び12/29～1/3はお休み）